

第2号様式（第7条関係）

- ※1. 太枠線内をご記入し、申請書と一緒に提出して下さい。
- ※2. 登録手続き完了後、登録番号を付して、通われている保育園等あてにお送りいたします。

世田谷区病児・病後児保育事業 利用登録確認書

世田谷区病児・病後児保育事業の利用登録が、以下のとおりされたことを確認します。

登録番号	—
登録児氏名	フリガナ -----
生年月日	年 月 日生
保育園等の名称 (種別に○)	 ----- (○で囲んでください) 認可保育園・保育室・保育ママ・家庭的保育事業 認証保育所(月160時間以上)・幼稚園預かり保育(区事業) 幼稚園型認定こども園長時間枠・認可保育園の一時保育緊急保育 保育室の一時保育・一時保育専門の保育施設・定期利用保育・その他

病児・病後児保育室ご利用の電話予約の際、登録番号を確認します。大切に保管してください。

登録番号は、在園期間中一度登録すれば卒園するまで有効となります(ただし、**転園時は登録番号が変更します**)。幼稚園預かり保育等は、登録期間中は有効となります。一時保育・緊急保育等をご利用の方は利用期間・利用日のみ本事業が利用できます。

※ 以下の場合は必ず保育課までご連絡ください。

- 転園(一時保育から常時保育になったときも含む)
- 年度途中での退園
- 幼稚園預かり保育の登録を止める場合
- 一時保育・緊急保育・定期利用保育等、その他保育サービスの利用を止める場合
- 住所やその他事項が登録時と変更になった場合